

コロナウイルス感染症疑いの為の欠席について

学校保健安全法第 19 条の規定に基づき、感染症にかかった場合、あるいはかかっている疑いがあるときは出席停止となります。学内での感染者とクラスターの発生を未然に防ぎ、生徒とその保護者様全員の健康と安全を確保するため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

出席停止となる場合及び出席停止期間の基準については下記のとおりです。登校の際は、登校許可証明書を保護者が記入し、担任までご提出をお願いします。医療機関を受診した場合は、医師に記入していただき、同じく担任までご提出をお願いします。

尚、①息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある場合、②重症化しやすい方^(注1)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合、③前述の症状以外の方で発熱や咳など比較的軽い症状が続く場合はかかりつけ医または相談窓口へ相談してください。症状が 4 日以上続く場合は必ず相談してください。

【出席停止の場合とその期間】

	状況	期間
1	感染した場合	治癒するまで（医療機関ないし保健所の判断に基づく）
2	濃厚接触者に特定された場合	保健所の指示に従う
3	37.0℃以上の発熱がある場合	解熱後 7 日経過し、かつ他の症状が無くなるまで ただし、医療機関を受診した場合は、その医師の指示した日まで
4	風邪症状 ^(注2) がある場合	その症状が無くなるまで ただし、医療機関を受診した場合は、その医師の指示した日まで

【発熱がある場合、下の表を参考に日数を計算してみてください】

	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	解熱後 4 日目	解熱後 5 日目	解熱後 6 日目	解熱後 7 日目	風邪症状がなければ 登校可
(例)	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/

注

1) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を持っている方

2) 風邪症状とは、微熱（普段の体温よりも高い状態）・発熱の他に、咳、息苦しさ、全身倦怠感、喉の痛み、鼻汁・鼻詰まり、匂い味がしない、頭痛、関節痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平時と異なる体調全般を指します

登校許可証明書

淑徳 S C 中等部高等部 学校長殿

中等部・高等部 年 組 番

氏 名

上記の者は学校保健安全法第 19 条における事由 1.感染した、2.濃厚接触者に特定された、3.37.0℃以上の発熱があった、4.風邪症状があった、5.その他（ ）により安静加療中でしたが、 月 日より登校を再開します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印

保護者氏名

印